

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行:山口県消費生活センター

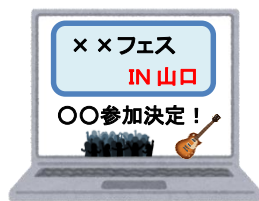
令和元年6月13日

-第12号-

消費生活トラブル情報 **注目!**

チケットの「転売サイト」に注意しましょう!

1 Aさんは、好きなアーティストの夏フェス出演情報を見つけました。



あ、今度OOが山口に来るやん!

2 しかし、公式サイトでのチケット販売は終了しており、Aさんはネット検索を進めました。



何としてもチケットがほしいわ!

3 チケットを転売しているサイトを見つけて...



定価よりも高いけど、見に行けるんだったら安いもんよ!

銀行振込で支払いました。

4 しかし、お金は払ったのに、チケットは届きませんでした。



Aさんはどうすべきだったのでしょうか?

アドバイス

※ 裏面に関連記事あり

● 正規のルートで買いましょう!

転売チケットでは入場できない場合があります。転売チケットを買うときは、主催者や主催者から許可を得た正規(公式)の転売(リセール)サイトを利用しましょう。チケットが定価で売り買いできるだけでなく、公演が延期や中止になったときには払い戻しなどの補償もきちんと受けられます。

● チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認しましょう!

チケットの価格だけでなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルールなどを確認しましょう。

● そのほか、困ったときは、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

参照: 政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201904/1.html>

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月~金]8:30~19:00 [土]8:30~17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00~16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

豆知識

令和元年6月14日から

チケット不正転売禁止法がスタート！

何が禁止されるの？

- 販売価格より高い価格で、チケットを転売すること。
- 不正転売を目的として、チケットを譲り受けること。



どんなチケットが対象？

※ 不特定多数に販売されることが前提

- 主催者の同意のない有償譲渡を禁止することが券面に記載されたもの。
- イベントの日時・場所・座席(または入場資格者)が指定されたもの。
- 購入者の氏名と連絡先を確認した上で販売されたことが券面に記載されたもの。

違反したときの罰則は？

- 1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。



個人であっても、反復継続の意思を持って、販売価格より高い価格でチケットの転売を行うことは、「不正転売」に該当し、罰則の対象となります。

お知らせ

消費者啓発標語を募集しています！

〇県では、消費者一人ひとりが、被害に遭わないための正しい知識を身に付け、その知識を適切な行動につなげるきっかけにしてもらうため、消費者啓発の標語を募集しています。

募集部門

- A エシカル消費啓発部門
- B 高齢消費者被害防止啓発部門
- C 若年者の消費者意識啓発部門

応募締切

令和元年6月28日(金)

(当日消印有効)

応募・問い合わせ先

〒751-8501 山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター消費者政策班
電話 083-933-2608
mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp



消費者教育推進大使
ちよるる

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる



→ 〇郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない



→ 〇固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど